

回答書

令和8年7月16日

物件(業務)番号 総務委託第4号

物件(業務)名 たつの市役所本庁舎総合管理業務

担当課 総務部総務課

番号 1	質問	500KVA非常用発電設備の設置棟について たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P7 「受変電設備点検」の対象設備では、 非常用発電設備C棟：500KVA たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P11 非常用発電機点検の対象設備では、 自家用発電機設備 B棟：500KVA（高圧）ガスタービン（ヤンマー製） 2020年導入、2050年取替目安 たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P15 （4）部品の取替及び消耗資材の取替 C棟設置の500KVA（高圧）ガスタービン（ヤンマー製） との記載がありますが、500KVAの正しい設置棟はB棟とC棟 のどちらでしょうか。また、上記の各記載は、いずれも同一の発電機 1基を指しているという認識でよろしいでしょうか。
	回答	たつの市役所本庁舎に設置している非常用発電機は、 A棟：200KVA（低圧）ディーゼル機関発電機（デンヨー製） C棟：500KVA（高圧）ガスタービン（ヤンマー製） の計2基です。 たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P11にある 「B棟」の記載は、正しくは「C棟」です。
番号 2	質問	ねずみ・害虫等の防除について たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P7に、 ねずみ・害虫等の防除の頻度として、 全館生息調査 年2回 調査施工 年2回 と記載があります。 「全館生息調査」と「調査施工」と【調査】が重複して記載されてい ますが、年4回全館生息調査を実施し、年2回薬剤散布をするという ことでしょうか。
	回答	ねずみ・害虫等の防除については、全館生息調査を実施した上で、駆 除防除施工する仕様としています。仕様書中「調査施工」は、「駆除 防除施工」のことであり、全館生息調査、駆除防除施工どちらも年2

		回実施してください。
番号 3	質問	定期報告業務について たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 2 2 記載の定期報告業務の見積りに際して下記資料を提供いただきたい。 (1) 竣工図の建物概要 (2) 検査対象の設備図面 (3) 自火報図面
	回答	竣工図面等については、枚数が多いため、閲覧期間を設けます。 閲覧可能期間は、令和 8 年 7 月 1 7 日（金）から令和 8 年 7 月 2 9 日（水）まで（期間内の土日祝日は除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとします。閲覧希望日の前日までに連絡し、調整の上、閲覧してください。 事前連絡先：たつの市総務部総務課（電話 0 7 9 1 - 6 4 - 3 1 4 2） 閲覧場所：たつの市総務部総務課
番号 4	質問	人員配置要件について 清掃従事者 2 名、資格の選任者（建築物環境衛生管理技術者、危険物取扱者（乙種））については、業務引継開始時の 2 0 2 6 年 9 月 1 5 日までに発注者に届出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 5	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 3 (7) 資格の選任について、契約期間内に発生した危険物取扱者（乙種）の更新に必要な費用については受注者の負担との理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 6	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 3 (7) 資格の選任について、契約期間中に法令上又は業務上必要な資格については、発注者と協議の上、必要と判断された場合においては受注者の負担にて取得するとの認識でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 7	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 2 (4) 委託業務期間について、1 0 月 1 日より配置となる全従事者の業務引継研修は 9 月 1 5 日から 9 月 3 0 日までの間、平日において原則毎日実施する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 8	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 3 (8) セルフモニタリングの実施について、 ①設備管理業務に習熟した専門員とは、何年以上の業務経験を想定されていますか。 ②実施にかかる費用は受注者負担との理解でよろしいでしょうか。
	回答	①について

		業務経験年数の想定はしていませんが、セルフモニタリングを実施する業務内容上、設備管理に精通した者が実施してください。 ②について お見込みのとおりです。																																																	
番号 9	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P 3（9）報告について、報告書類の様式は指定様式でしょうか。任意様式でしょうか。																																																	
	回答	法令等に基づく指定の様式があるもの以外は、任意様式です。																																																	
番号 10	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P 8，9【配電設備】の表中、断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他高圧機器の項目について、月次点検として絶縁診断測定に○が記載されていますが、外観点検に○とするものではありませんか。																																																	
	回答	お見込みのとおりですので、 たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P 8，9【配電設備】の表を次のとおり改めます。 【配電設備】																																																	
		<table><tr><th rowspan="3">電気工作物</th><th rowspan="3">点検方法</th><th rowspan="3">月次点検</th><th colspan="2">年次（精密）点検</th></tr><tr><th>毎年</th><th>3年に1回 (2028年)</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th></tr><tr><td rowspan="2">配電線路 (架空電線、支持物 ケーブル)</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>絶縁診断測定 ※1</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="4">断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>絶縁診断測定 ※1</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>内部点検 ※1</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>絶縁油の点検・試験 ※1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">接地装置</td><td>継電器との連動試験 ※1</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>接地抵抗測定 ※2</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	電気工作物	点検方法	月次点検	年次（精密）点検		毎年	3年に1回 (2028年)	A	B	配電線路 (架空電線、支持物 ケーブル)	外観点検	○	○	○	絶縁診断測定 ※1		○	○	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○	絶縁診断測定 ※1		○	○	内部点検 ※1		○	○	絶縁油の点検・試験 ※1				接地装置	継電器との連動試験 ※1			○	外観点検	○	○	○		接地抵抗測定 ※2		○	○
	電気工作物	点検方法				月次点検	年次（精密）点検																																												
							毎年	3年に1回 (2028年)																																											
			A	B																																															
	配電線路 (架空電線、支持物 ケーブル)	外観点検	○	○	○																																														
		絶縁診断測定 ※1		○	○																																														
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○																																														
		絶縁診断測定 ※1		○	○																																														
内部点検 ※1			○	○																																															
絶縁油の点検・試験 ※1																																																			
接地装置	継電器との連動試験 ※1			○																																															
	外観点検	○	○	○																																															
	接地抵抗測定 ※2		○	○																																															
番号 11	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書P 15 C棟：500KVA（高圧）ガスタービン（ヤンマー製）自家用発電機設備は、2028年にメーカーであるヤンマーにてC点検を行い、その際に必要な交換部材及び交換費用は受注者負担であるとの理解でよろしいでしょうか。																																																	
	回答	お見込みのとおりです。ただし、C点検を実施した結果、C点検の際に交換する予定であった以外の部品が損傷等により交換が必要となった場合は、発注者より支給します。																																																	

番号 1 2	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 1 7 空調設備保守の頻度について、年 2 回（5 月、1 1 月休日実施）とありますが、こちらの作業実施日は、休日であれば受注者側で日程を決定して良いとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 1 3	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 1 8 (4) 部品の取替及び消耗資材の取替について、予備フィルタの保管は受注者が行うとのことですが、保管場所の提供は頂けますか。
	回答	市役所内に保管場所を用意します。
番号 1 4	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 1 8 (5) フロン点検について、フロン排出抑制法に基づく簡易点検については、P 2 に記載のとおり、3 カ月に 1 度（年 4 回）の点検が必要との理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 1 5	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 1 9 B 全熱交換器点検の頻度について、年 2 回（休日実施）とありますが、点検時期の指定がない場合は、受注者にて日程を決定の上、発注者と協議との理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 1 6	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 2 2 A 特定建築物点検(2)頻度 3 年に 1 回について、直近の実施対象年度についてご教示ください。
	回答	令和 7 年度に実施しましたので、次回は令和 1 0 年度です。
番号 1 7	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 2 3 B 防火設備点検(2)頻度 年に 1 回について、作業実施月の指定はありますか。
	回答	作業実施月の指定はありませんが、行政官庁への届出期限がある場合は、その期限に間に合うように実施してください。
番号 1 8	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 2 4 6 昇降機設備保守管理業務仕様書について、仕様書に記載のとおり、メーカー（フジテック株式会社）でのフルメンテナンス契約が必要であり、当該メーカー以外でのメンテナンス契約は認めないとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 1 9	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務設備管理業務仕様書 P 3 2 G 建築物環境衛生管理技術者選任について、常駐でしょうか、非常駐でしょうか。
	回答	非常駐で構いません。
番号 2	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書 P 1 1. 日常清掃業務仕様書(2)業務日時について、従事者 2 名以上の配置についても、原則第三者への委託は禁止との理解でよろしいでしょうか。

0		か。
	回答	入札募集情報 入札参加資格 ④人員配置要件に記載のとおり、設備員及び清掃業務責任者を自社社員で配置することを要件としていますが、清掃業務従事者2名については、要件に含めていませんので、第三者への委託は禁止していません。
番号 2 1	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書P1 1. 日常清掃業務仕様書(2)業務日時 イ 従事者2名以上午前7時から午後5時までの間の1日当たり5時間とありますが、1日当たりに2名以上でそれぞれが5時間以上従事し、延べ10時間以上という解釈でよろしいでしょうか。
	回答	従事者2名については、それぞれが5時間以上の従事でなくても構いません。2名で延べ10時間以上従事してください。
番号 2 2	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書P1 (6)使用資機材、使用薬剤等について、指定薬剤が入手困難な場合には、発注者と協議の上同等品の使用で良いでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 2 3	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書P1 (11) その他 イ 受注者が変更になったとき、現受注者は新たに受注者となった者への業務引継ぎを行うものとし、新たに受注者となった者は、現受注者からの現場見学等による引き継ぎ及び施設管理担当者との打ち合わせ、調整を十分に行うなどして、清掃業務の遂行に支障が生じないようにすることと記載がありますが、設備管理業務仕様書P2(4)業務期間に記載のある2026年9月15日から9月30日までの間、従事予定者が引継ぎを受けるとの認識でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 2 4	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書P2(9)セルフモニタリングの実施に際し、建築物清掃管理評価資格者証の提出が必要であるとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
番号 2 5	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書P4 2. 定期清掃業務仕様書(4)清掃内容 ア 窓ガラス清掃について、 ①窓ガラス清掃は両面の実施が必要との理解でよろしいでしょうか。 ②内面ガラスを実施の際、窓ガラス周辺の荷物は発注者側の責任にて移動していただけるとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	①について お見込みのとおりです。 ②について お見込みのとおりです。キャビネット等の什器が設置してあり、清掃が困難な箇所については、発注者と協議の上、清掃箇所から除外します。

番号 26	質問	たつの市役所本庁舎総合管理業務清掃管理業務仕様書P4 2. 定期清掃業務仕様書(4)清掃内容 イ 蜘蛛の巣、鳥の巣、鳥の糞の除去について、 ①鳥の巣の除去について、巣に鳥がいる場合は除去しないとの理解でよろしいでしょうか。 ②除去を行う鳥の巣が15か所以上ある場合については、発注者と別途協議との理解でよろしいでしょうか。
	回答	①について お見込みのとおりです。 ②について お見込みのとおりです。

当該回答書をもって、仕様書等の変更があったものとみなします。